

4 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進

水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要な港湾施設の整備を図ること。

(2) 水島港に係る航路の整備促進

東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

(提案の理由)

現状

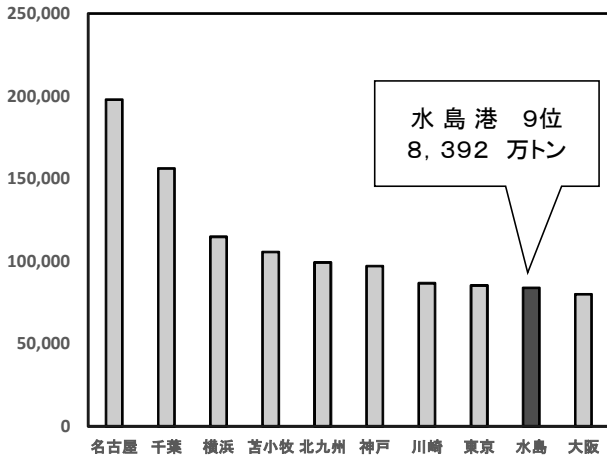
- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約4兆円で本県の約5割を占めている。また、水島港の平成27(2015)年取扱貨物量が全国第9位で8,392万トン、コンテナ取扱貨物量が全国第15位で166千TEU、穀物(とうもろこし・大豆)取扱量が全国4位で199万トンとなっている。

課題

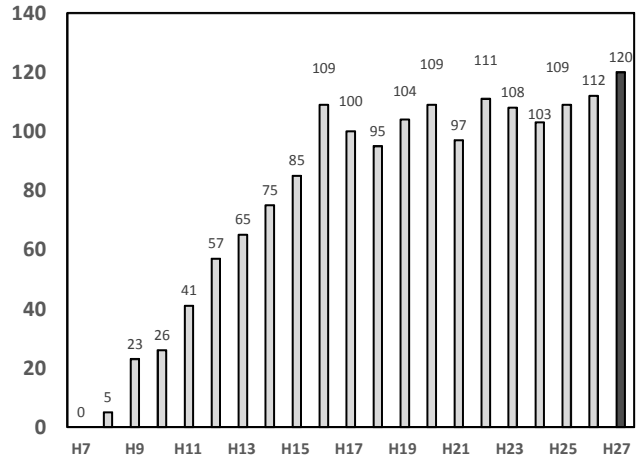
- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う新たな食料コンビナートが立地操業することとなり、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、原料の供給に必要な岸壁が整備されておらず、また、航路も水深不足で現状では効率的な連携が図れない状況である。
- 玉島地区に立地する企業は、平成31(2019)年度の新規岸壁での荷役開始を希望しており、施設整備について、一刻も早い供用開始を強く求めている。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。

水島港の整備促進

H27年全国港湾の総取扱貨物量(単位：千ト)

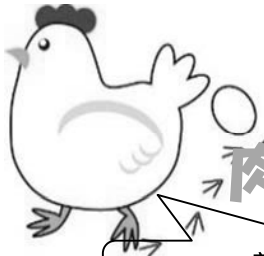


水島港の外貿コンテナ取扱貨物量(単位：千TEU)

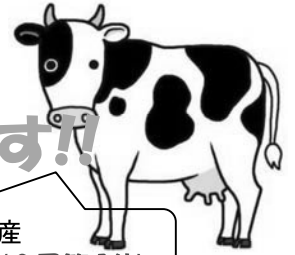


事業位置図





安くて・うまくて・安全な 肉と卵と牛乳の安定供給を担います!!



養鶏用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約5割(全国第5位)

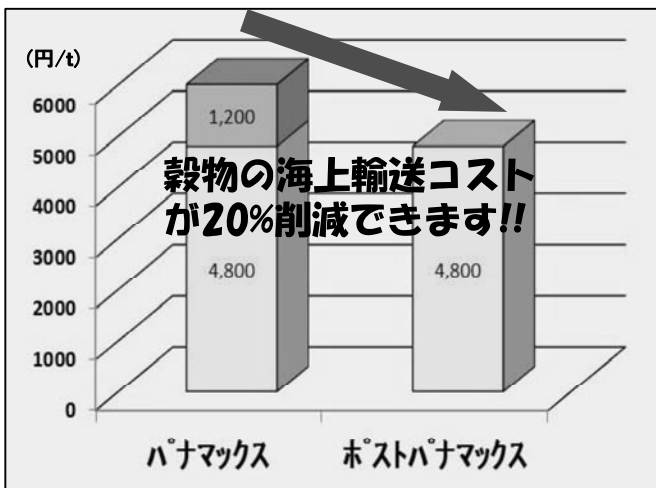
乳牛用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約7割(全国第4位)

配・混合飼料生産量近畿・中四国で第一位

国際バルク戦略港湾である水島港の玉島ハーバーアイランドに新たな食料コンビナートが立地し、既存の企業群と連携し、**西日本広域に配合飼料をより安く供給します。**



配合飼料の安定供給を担う拠点化を通じて、 そのメリットを最大限活かした新たな企業集積を!!



5 地域高規格道路及び直轄国道の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する地域高規格道路や直轄国道の整備の推進を図ること。

(1) 地域高規格道路

① 倉敷福山道路（国直轄）

- ・ 国道2号倉敷立体（片島町^{ふなお}～船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市茂平^{もびら}～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保 **新規**

② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区菅野^{すがの}～岡山市北区御津宇垣間^{みつうがき}等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

③ 岡山環状道路（国直轄・岡山市）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

④ 美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ 英田IC^{あいだ}～湯郷温泉IC^{ゆのごうおんせん}間の整備促進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

⑤ 北条湯原道路（県）

- ・ 国道313号初和下長田道路^{はつわしもながた}の整備促進のための予算確保

(2) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の促進 **新規**
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

（提案の理由）

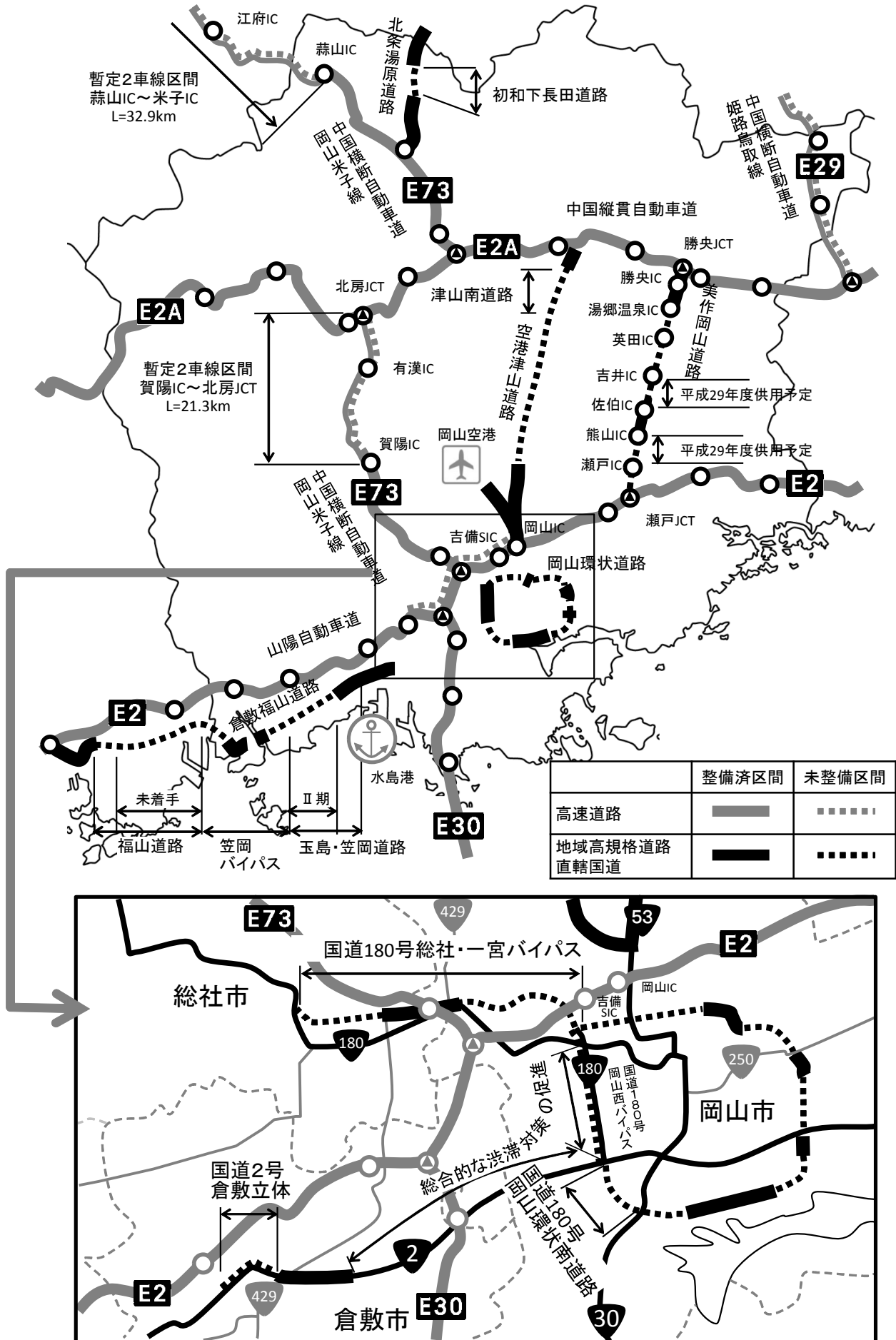
現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 県南都市部の幹線道路では、慢性的な渋滞が発生しており、産業活動等に支障を来している。

課題

- 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、地域高規格道路や直轄国道の早急な整備が必要である。

【参考】地域高規格道路及び直轄国道 位置図



6 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化 及び付加車線の早期整備

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 全線4車線化

高速道路ネットワークは、国土強靱化や地方創生の基盤であり、安全性、定時性、高速性が確保された日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築し、防災面での広域化を含め、中四国の連携を強化するため、中国横断自動車道岡山米子線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

(2) 付加車線の早期整備

効果検証のために設置される付加車線は、渋滞緩和に大きな効果が期待されることから、早期整備を図ること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 中四国地方には、中国縦貫自動車道、山陽自動車道といった基幹的な東西軸は4車線以上で整備されているものの、南北軸については、暫定2車線区間が多い。
- 岡山米子線は平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与してきたが、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間は暫定2車線のままである。
- 岡山米子線の54.2kmの暫定2車線区間を4車線化することにより、強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成23(2011)年12月12日に、賀陽IC～有漢IC間の暫定2車線区間において、3名の方が亡くなる正面衝突事故が発生し、同区間上下線が約5時間半にわたり通行止めとなった。
さらに、平成24(2012)年7月の集中豪雨では、有漢IC～北房JCT間の暫定2車線区間において、法面が約50mにわたり崩壊したため、約4日間全面通行止めとなった。
- 平成27(2015)年3月に高梁SAが、南海トラフの巨大地震発生時における広域進出拠点に指定された。
- 経済界をはじめ、地方創生実現に向けて岡山米子線の4車線化を求める声は大きい。
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmの付加車線の設置箇所が決定され、全線4車線化に向けて大きく前進した。

課題

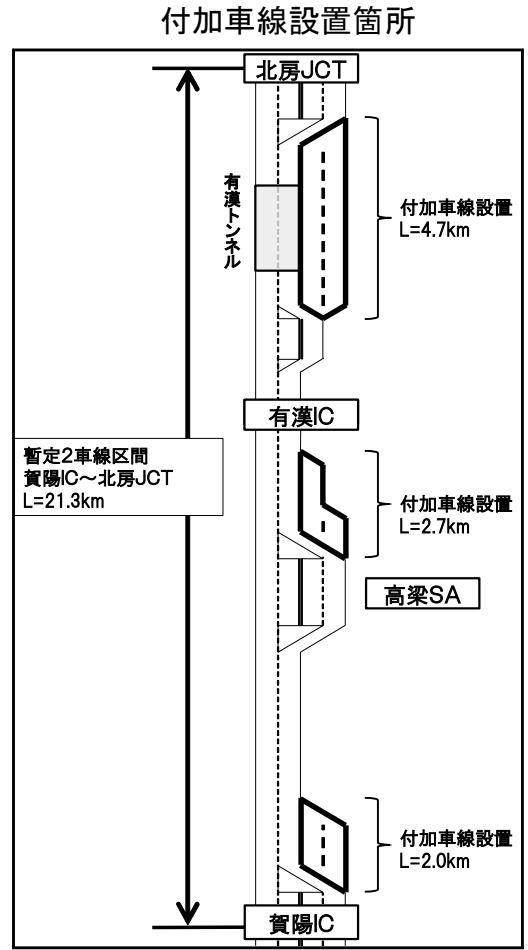
- 岡山県は、高速道路ネットワークの整備により、中四国のクロスポイントとして優位性を保ってきたが、企業誘致や観光客の増加など多面にわたるストック効果の更なる発揮や生産性向上のために、暫定2車線区間の4車線化が必要である。
- 暫定2車線区間での事故は、重大事故につながることが多く、安全性に問題がある。
- 事故処理等により全面通行止めになる可能性が高く、救急車両の高速性が確保できないなど、「命の道」としての役割を果たすことができない。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を交互通行規制で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードが遅くなり、南海トラフの巨大地震が発生した際に、緊急輸送や応急活動のボトルネックとなることから、強靱な4車線化ネットワークが必要である。
- 付加車線を早期に整備し、その効果検証を行うことで、残る区間の付加車線の整備や全線4車線化につなげる必要がある。

6 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化及び付加車線の早期整備

【参考】高速道路の整備状況



【参考】岡山自動車道



7 緊急輸送拠点となる岡山空港の老朽化・耐震対策及び機能強化の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

(1) 老朽化・耐震対策の推進

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山空港の安全・安心を確保するため、滑走路の舗装改良等の老朽化対策や空港施設の耐震対策に必要な財源を確保すること。

(2) 機能強化の推進

訪日外国人旅行者の受入拡大に向けて、定期便の更なる誘致等に対応するため、エプロン拡張による機能強化に必要な財源を確保すること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 年間約140万人が利用する岡山空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、滑走路の舗装については、平成13(2001)年の滑走路延長工事以降15年が経過し、老朽化によるひび割れ等が顕著となっており、航空機の安全運航のため早急な更新が必要である。
- 空港施設の耐震対策についても、地震災害時の空港機能の確保のため着実に実施する必要がある。
- 平成32(2020)年の訪日外国人旅行者数4千万人の目標に向け、全国的に訪日客数や国際路線数が増加しており、岡山空港のインバウンド受入も大きく伸びてきている。これに対応するため、地方空港でも受け入れ機能の拡充が必要であるが、岡山空港の大型機用エプロンは、現在、朝夕の混雑時には余裕がなく、定期便の増便や臨時便の複数利用は断らざるを得ない状況となっており、今後の定期便の誘致等への影響が生じている。

課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山空港の老朽化対策、施設の耐震化及び機能強化に向け、多額の財政負担が課題となっている。

【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
空港整備勘定	3,656	3,695	3,845	3,891
一般空港等	731	743	819	838※
うち岡山空港分	0	0.13	3.24	1.22

※一般空港等…老朽化対策、耐震対策、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業等
(「平成29年度」の予算額838億円のうち那覇空港滑走路増設事業が330億円)

8 海外における商標登録問題への対応強化

提案先省庁	特許庁
-------	-----

提案事項

- (1) 日本の地名等の保護
海外における商標登録に際して、日本の地名や地域ブランド等を適切に保護するよう各国に働きかけること。
- (2) 冒認出願への対応支援
日本の地名や地域ブランド等に係る商標の冒認出願（第三者による商標の抜け駆け出願）について、自治体が的確に対応できるよう、早期に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。

（提案の理由）

現状

- 日本と海外との経済的関係が深まる中で、企業の海外進出、事業展開の拡大が見込まれるが、企業が諸外国で事業を展開していく上で、進出先においても商標等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠である。
- 特許庁の委託により日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所は、中国における日本の地名等に関する商標出願・登録状況を、平成27(2015)年2月に調査し、平成28(2016)年7月に29府県の地名が商標登録されていることなどを公表している。
- 平成28(2016)年8月20日に中国商標局において「OKAYAMA」の商標出願が公告されたため、本県は、県内関係団体と異議申立てを行った。また、平成29(2017)年3月14日には、既に商標登録されている2件について、不使用取消審判請求を行った。
なお、中国商標法第10条第2項では「公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない」と規定されている。

課題

- 特許庁は、日本の地名や地域ブランド等が海外において適切に保護されるよう外国政府等と協議を行うとしているが、未だに冒認出願が行われている状況であり、日本企業の利益保護のためには、政府間で制度改善などの働きかけを行うことが必要である。
- 異議申立て等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が、継続して情報収集することは大きな負担である。諸外国にジェトロ等の拠点を有する国による定期的な調査及び情報提供等が求められる。

9 成長産業化に向けた木材需要拡大の推進

提案先省庁	林野庁
-------	-----

提案事項

本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用を推進し、林業の成長産業化を実現するため、次の対策を講じること。

- ① 2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連施設（東京五輪関連施設）にCLT等の新製品を活用するなど、施設の木造化や内装・外装への積極的な木材利用の推進
- ② 東京五輪関連施設の木材利用等を視野に、国際標準である森林認証材の流通量増大に向けた対策の充実

（提案の理由）

現状

- 森林資源は本格的な利用期が到来しており、特に本県のヒノキ素材生産量は全国1位である。また、美作地域は西日本有数の国産材加工拠点となっている。
- 平成28(2016)年4月から県内企業により年間3万m³の生産能力を持つ全国初のCLT量産工場が稼働している。
- 平成27(2015)年度から県が主体となって森林認証の取得促進を行っている。
(認証森林面積：42,969ha、加工流通過程の管理認証：製材業者等34社)

課題

- 少子化の進行による人口減少などにより、将来的に住宅着工戸数の減少が予想される中、豊かな森林資源の循環利用による林業の成長産業化を実現するためには、乾燥材等品質・性能に優れた製材品の販路を県内外に拡大させる必要がある。
- 新たな木材需要を喚起するためには、CLT等新製品・新工法の活用により、これまで木材があまり使われてこなかった分野での木材需要の創出を図る必要がある。
- 東京五輪組織委員会は、持続可能性に配慮した木材の調達基準を策定し、国産の認証材を優先的に使用する方針としており、認証材の安定供給体制の整備が必要である。

10 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

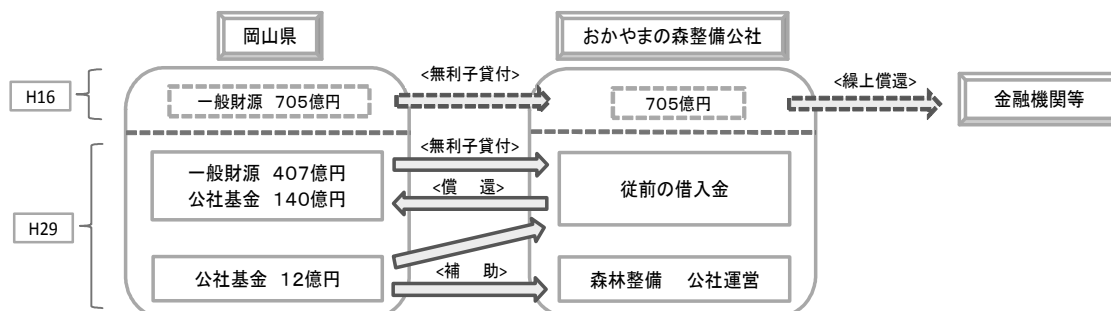
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が5割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (H29(2017).4.1)



※ 一般財源407億円の調達に係るコスト：約4億円（長期プライムレート0.95%）

11 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁 農林水産省、林野庁、環境省

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について、十分な予算を確保すること。
- ② 新たな狩猟の担い手を育成するため、国が管理する国立公園や国有林野等における鳥獣捕獲の実施については、認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努めること。

(提案の理由)

現状

- 野生鳥獣による農林水産被害は、年3億円程度と深刻な状況となっている。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金については、平成27(2015)年度から捕獲活動支援対策が加わるとともに、鳥獣の捕獲数が増加しているにもかかわらず、予算額は平成26(2014)年度から同額の95億円である。
- 新たな狩猟の担い手を育成する認定鳥獣捕獲等事業者制度により、本県では4件を認定して、認定鳥獣捕獲等事業者（以下、「認定事業者」という。）を活用し、平成27(2015)年度から指定管理鳥獣捕獲等事業（以下、「捕獲事業」という。）に取り組んでいるが、国が実施する捕獲事業においては、認定事業者が活用されていない。

課題

- 鳥獣による被害額は、依然として3億円程度（H28(2016)：281,496千円）と高い水準となっているが、国の予算額は平成26(2014)年度から同額の95億円と十分な予算額が確保されていないため、地域の要望に対して、必要な被害防止対策が実施できていない。
また、捕獲鳥獣の増加に伴い、処理加工施設や焼却施設の整備促進について、市町村からの要望が強い。
- 認定事業者を新たな狩猟の担い手として育成するため、県による捕獲事業や市町村による許可捕獲に加えて、国が認定事業者を活用する取組が必要である。

【参考】

○鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)
農林水産被害額	483,878	497,452	480,141	377,403	394,818	386,310	335,073
捕獲数(イノシシ、シカ)	1,464	6,430	14,183	16,187	28,736	34,262	34,830

○県による捕獲事業の実施状況

	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度(計画)
捕獲目標	ニホンジカ 1,800頭 イノシシ 200頭	ニホンジカ 1,570頭 イノシシ 80頭	ニホンジカ 1,032頭 イノシシ 50頭
捕獲実績	ニホンジカ 1,945頭 イノシシ 195頭	ニホンジカ 1,635頭 イノシシ 85頭	ニホンジカ イノシシ
委託先	(一社)岡山県猟友会	(一社)岡山県猟友会	認定事業者

○認定事業者の概要

(平成29(2017)年4月現在)

認定日	事業者名	住所	捕獲従事者数	捕獲方法、対象鳥獣
H27. 9. 8	NPO法人 ももたろう 有害鳥獣対策協議会	岡山市 東区	装薬銃 25名 わな 22名	装薬銃・わな(ニホンジカ、イノシシ)
H28. 3. 30	一般社団法人 岡山 県猟友会	岡山市 北区	装薬銃 57名 わな 92名	装薬銃(ニホンジカ)、 わな(ニホンジカ、イノシシ)
H28. 5. 23	有限会社 サラ	津山市	装薬銃 9名 わな 21名	装薬銃(ニホンジカ、イノシシ)、 わな(ニホンジカ、イノシシ、 ヌートリア)
H28. 12. 22	有限会社 ホワイト 企画	倉敷市	わな 4名	わな(イノシシ、イタチ)

提案事項

(2) ツキノワグマに対する広域連携体制の確立等

県域を越えて広域的に分布するツキノワグマについて、生息数や分布状況、行動範囲等に応じてレッドリストにおける再評価を適宜行うとともに、広域保護指針の策定など、個体群又は行動範囲全体を対象に、広域で連携して保護管理対策を行う体制を確立すること。

(提案の理由)

現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成24(2012)年の環境省レッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられているが、その後も推定生息数は年々増加してきており、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じている。
- 同じ個体群を対象としているにもかかわらず、各県ごとに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき保護計画（鳥取県・岡山県）又は管理計画（兵庫県）とその対応が異なっている。
- 西中国地域個体群（広島・島根・山口の3県にまたがり生息）、白山・奥美濃地域個体群（富山・石川・福井・岐阜・滋賀県の5県にまたがり生息）を対象に国は広域保護管理指針を策定している。

課題

- 東中国地域のツキノワグマは、県境を越えて同じ個体群を形成しているにもかかわらず、その対応は関係する県それぞれで計画を策定するという非効率的なものとなっている。レッドリストの再評価も含め個体群全体の生息状況をよく把握した上で、保護又は管理の考え方や基本的対策はできるだけ統一することが望ましい。

【参考】岡山県におけるツキノワグマ出没状況

(単位：件)

年度	H12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	46	14	40	25	105	21	83	48	44	28	199	79	56	61	98	87	237

12 酪農担い手育成機関への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている（公財）中国四国酪農大学校が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の要件を見直すとともに、持続的発展可能な学校運営が図れるよう国の経営安定制度への加入を認めること。**新規**

（提案の理由）

現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学校（以下、「酪大」という。）は、昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する1,200人を超える卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術を習得するための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、その施設整備に取り組むことの負担が大きい。
- 酪大は、実践的な担い手教育を実施するため、230頭を超す乳用牛を飼養しているが、疾病や死亡などによる牛の損耗、飼料価格高騰といった経営リスクが学校運営の不安定要素となっている。

課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。
- 持続的発展可能な学校運営には安定した酪農生産活動も不可欠であり、疾病や飼料価格高騰などの経営リスク軽減が必要であるが、酪大は農業者として位置づけられていないことから、国の経営安定制度（家畜共済制度、配合飼料価格安定制度等）への加入が認められていない。

【参考】酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,247人（S40(1965)～H28(2016)年度）
 - （出身県内訳 岡山県：489人、その他構成県：583人、その他：175人）
 - （就職先内訳 後継者：604人、畜産関係団体：442人、その他：201人）
- (2) 在校生：53人（2年生：25人、1年生：28人）（H29(2017).4.6現在）

13 高病原性鳥インフルエンザ等に係る 広域防疫体制の整備

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

高病原性鳥インフルエンザ等については、大規模農場等や県域を越えて同時多発することが懸念されるため、防疫資材の供給や防疫作業従事者の確保など、実効性のある広域防疫体制の整備に努めること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 畜産業では、コスト削減や生産性の向上を図るため、農場の大規模化や系列化が進展しており、家畜防疫の観点からは、発生時の被害拡大や防疫措置が肥大化している。
- 大規模農場等で発生した場合、発生県や市町村等の職員の動員では、防疫作業従事者が大幅に不足することから、現状では自衛隊の災害派遣に頼らざるを得ない。
- 本県では、平成27(2015)年1月、大規模農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、約20万羽の防疫措置を経験していることから、平成28(2016)年11月以降の全国的な大規模農場での続発に、関係者は危機感を抱いている。

課題

- 大規模農場等での発生や同時多発に備え、国においても十分な防疫資材の供給や防疫作業従事者の確保など広域防疫体制を整備する必要がある。
- 中国5県では、発生時の防疫資材の融通等について連携しているが、連携県内で同時多発した場合は、防疫資材や防疫作業従事者が不足するおそれがある。

【参考】

- 中国5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定(平成27(2015)年11月6日締結)

14 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。

こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を安定的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内の主要な産地に農業用水を供給するダムや頭首工、畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成され、近年急速に老朽化した施設が増加しており、産地の持続的発展を図るためには、これらの施設が確実に機能を発揮することが必要不可欠である。
- 生産基盤が整備され産地化が進んだ地域では、新規就農者など力強い経営体の確保につながっており、今後の地域農業の持続的発展が期待できる。
- 本県では、耐用年数を超えても施設機能に支障が生じないように、施設毎の適時・適切な保全対策を推進しているが、昨年度に引き続き、平成29(2017)年度も農業農村整備事業費は県所要額を十分に満たしておらず、保全対策の遅れによる産地の弱体化が懸念される。

課題

- 本県の農業就業者の平均年齢は70歳に達し、活力ある産地においても高齢化等で耕作放棄地が急速に増加するなど、近い将来農家の大幅な減少が見込まれる。
- こうした中、その受け皿となる担い手が健全な農業経営を続けていくためには、整備された生産基盤の適切な保全対策を着実に推進していくことが重要である。
- 保全対策を計画的に実施するためには、平成30(2018)年度以降の当初予算が安定的に確保されることが重要である。

15 社会資本整備の推進

提案先省庁 内閣府、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な財源を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 平成29(2017)年度の公共事業費については、農林水産省・国土交通省とも前年度比でほぼ同額の予算が措置されたが、維持管理や点検・更新など防災・安全に関する予算が増加する中、地方創生や国土強靱化に資する、道路の新設を始めとした、新たな社会資本整備の予算確保が厳しい状況である。

課題

- 国の公共事業関係費は、平成28(2016)年度予算と比較するとほぼ同額が措置されたが、平成21(2009)年度予算(前自公政権下)と比較すると16%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務である。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備は、依然として不足しており、地方の切実な要望を十分満足できる配分となっていないため、国全体の予算総額確保・拡充が必要である。
- 平成29(2017)年度末までの時限措置とされている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国の負担又は補助の割合を平成30(2018)年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう拡充・見直しを含めた措置が必要である。